

京・地域福祉推進指針 2014（平成 26～平成 30 年度）の取組（まとめ）

基本理念

自治・協働により自立の実現を支援し、優しさがあふれるまちをつくる

重点目標 1

あらゆる力を結集して、孤立死や虐待などにつながる社会的孤立を防ぎます。

重点目標 2

福祉と防災・減災の両方の視点で災害にも強いまちづくりを全学区で進めます。

体系 1

協働を実現する仕組みと
生活課題に対応する
セーフティネットの充実

体系 2

地域の絆づくりの推進

体系 3

要配慮者を守る災害に強い
福祉のコミュニティづくり

現行の指針策定以降

- 地域あんしん支援員設置事業の開始（平成 26 年度～）
- 不良な生活環境対策条例（いわゆるごみ屋敷条例）の施行（平成 26 年 11 月）
- 生活困窮者自立支援事業の開始（平成 27 年度～）
- 地域支え合い活動創出事業の開始（平成 28 年度～）
- 多様な居場所の増加（子どもの居場所づくり支援事業の開始（平成 29 年度～））
- 福祉避難所の事前指定数の増加（163 箇所（指針策定時）→284 箇所（H30.4/1 時点））
- 保健福祉センターの設置（平成 29 年 5 月）

★ 成果

- ★ 生活困窮者自立支援事業の開始等による、行政や関係機関によるセーフティネットの充実
- ★ 地域あんしん支援員設置事業や「不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例」の施行により、複合的な課題を抱える方への支援体制の充実
- ★ 地域住民、福祉関係機関、行政の連携による生活課題に対応する取組の充実

- ★ 高齢者の居場所の増加・学区社協活動の充実・子どもの居場所づくり事業の開始等により、地域におけるつながりの増加
- ★ 高齢者支え合い活動創出事業等による新たな担い手の創出
- ★ 各区役所・支所における、区独自のまちづくりの取組の活性化。
- ★ 大学との連携等による地域づくりの普及啓発及び担い手の育成

- ★ 福祉避難所運営ガイドライン等の計画の策定による平常時からの防災・減災に関する活動の推進
- ★ 福祉避難所の指定箇所数の拡大及び福祉避難所指定施設の訓練の実施による、要配慮者の安全を確保する支援体制の整備

※ 「京・地域福祉推進指針」の位置付け

地域住民が抱える福祉課題の解決に向け、行政が担う公的支援とそれ以外の支援（住民同士の支え合い）が効果的に機能するために、様々な主体が協働して取り組むべき方向性を示すもの。